

令和8年1月30日

東京都財務局長 殿

一般社団法人 東京都中小建設業協会
会 長 渡邊 裕之

入札契約制度等に係わる要望事項

平素より都政の円滑な運営ならびに建設行政への多大なるご尽力に、深く感謝申し上げます。
現在、都発注の公共工事において、建築および土木 A 等級工事の不調率は昨年より改善傾向にあるものの、依然として高い水準にあります。この要因は、現行の発注内容や条件が現場実態を十分に反映しきれていない点にあると考えられます。

円滑な施工体制の確保に向け、下記事項について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

1 入札契約制度について

(1) 地場業者の受注機会の確保について

ア 総合評価方式における工事实績について

総合評価方式における技術点の評価項目である「企業の実績点」の対象となる工事实績の有効期間が短く、かつ過去の工事成績評価点の対象が都発注工事のみであるため、昨今 B C 等級の中小企業の多くは、応札・受注機会を大きく減らしております。更には、実績点以外の技術点での加点が少ないことから、工事成績評価点で高得点を取れない企業は受注が困難になっております。

つきましては、こういった企業の受注機会を確保すべく、国や他の自治体での工事实績を評価対象に加えていただくことを要望いたします。

イ 総合評価方式における地域性の評価について

総合評価方式における技術点の評価項目である「地域における実績」は地域性を評価する指標ですが、現行の評価体系では「企業の信頼性・社会性」の内、選択対象の評価項目から 2 または 3 個までしか選択することができないため、地域性が十分に評価へ反映されにくくなっております。

地域建設業者は、都民生活に密着した社会資本の維持管理や災害時対応など、地域特性を踏まえた重要な役割を担っております。こうした役割を正當に評価するためにも、「地域における実績」を独立した評価項目とするなど、地域性の評価方法についての見直しを要望いたします。

ウ 競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置および緩和措置について

土木工事においては、競争入札参加資格の審査における客観等級が前回から下がった場合に講じられる救済措置及び緩和措置によって、入札機会が損なわれる事業者が一定数存在しております。

このため、これらの措置については一律の適用ではなく事業者による選択制への変更を要望いたします。これにより事業者の入札機会が増え、不調防止につながると考えております。

エ 発注標準金額の見直しおよび事務所発注案件の拡大について（資料1）

昨今の物価高騰を受け、工事金額も上昇していることから、建築工事では発注標準金額A等級の案件が増加しています。A等級案件の中には、B等級案件に相当する規模の工事も見受けられ、B等級企業の受注機会が減少しています。発注標準金額と企業の格付が見合うよう、建築工事の発注標準金額の見直しを要望いたします。

同様の趣旨から、土木工事においては、各建設局事務所発注となる発注金額の引き上げを要望いたします。

(2) 共同企業体工事について

中小企業の受注機会の確保を目的に、技術者育成モデルJV工事の入札参加条件について、第一順位を企業大企業のみに限定せず、中小企業同士のJV結成が可能となるよう見直しをお願いします。

また、混合入札時の「東京都技術実績評価型総合評価方式」では、「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」を都内中小企業同士の企業体の場合に、2点以上の加算をしていただくことで、中小企業の受注機会拡大につながると考えますのでご検討をお願いします。

(参考) 令和6・7年度「技術者育成モデルJV工事」発注状況

年度	No.	入札時期	工種	入札参加者数	備考
R6	1	9月	建築	-	取り下げ
R6	2	12月	建築	-	取り下げ
R6	3	12月	建築	-	取り下げ
R6	4	3月	土木	1社	
R7	1	9月	土木	5社	
R7	2	1月	土木		

※R7.11.20 現在

2 働き方改革の推進について

(1) 情報共有システムの活用推進について（資料2）

情報共有システム（ASP）については、本格運用開始後は東京都発注工事での活用が進み、受注者からも働き方改革への寄与を実感する声が多く寄せられております。

一方で、機能面で利用しづらい点があることから、十分に活用が進んでいない工事も見受けられます。つきましては、ASPの更なる利便性向上のため、下記2点を要望いたします。

- ① 書類の差し戻しが可能となる機能の追加
- ② システムの統一（下水道局）

また、現時点でシステムを導入していない部局もございますので、全庁的な活用推進に向けた取り組みを進めていただきますよう、併せて要望申し上げます。

(2) 書類の削減・簡素化について

令和7年7月に作成していただいた「土木工事検査マニュアル」に基づいて検査を実施することで、検査書類の多大なる簡素化が図られると認識しております。

しかしながら、現状、都職員への周知が十分とはいえず、従来通りの検査が行われている工事も多く見受けられますので、引き続き周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

また、工事写真の記録方法を含め、さらなる書類の削減・簡素化の余地があると考えておりますので、引き続きご検討をお願いいたします。

(3) 週休2日制工事の補正係数について

東京都の週休2日制工事における労務単価の補正係数は、国土交通省に準じて1.02となっております。しかしながら、多くの技能労働者の給与体系は依然として日給月給制であり、これまでの6日間労働と同様の賃金を支払うには補正係数は1.2以上が必要です。

働き方改革の推進、ならびに適正な労務費の行き渡りのために、労務単価の補正係数引き上げは不可欠です。加えて、東京都は他の自治体に比べ物価水準が著しく高いことから、全国一律の設定ではなく東京都独自の設定が必要と考えますので、ご検討をお願いいたします。

(4) 1級施工管理技士補の活用について

技術者検定制度の改正により創設された1級施工管理技士補は中小建設会社の人手不足解消に大きく資するものと期待しております。しかしながら、現状の東京都発注工事においては、活用が十分に進んでおりません。

つきましては、本制度の普及と施工体制の効率化を図るため、「東京都工事施行適正化推進要綱」に基づく専任特例2号を適用する工事の拡充を要望いたします。

(5) 東京都独自の歩掛り作成について

先般、国土交通省より、自治体に対し「実態に即した独自の歩掛り設定を促す方針」が示されました。この方針を踏まえ、工事現場までの移動時間や道路使用許可時間の制限など、東京都特有の工事環境があることをいま一度ご認識いただき、東京都独自の歩掛りを策定していただきますようお願いいたします。

また、改正建設業法に基づく標準労務費の導入により、現行の歩掛りでは、元請企業が適切な利益確保ができない状況がさらに加速することが懸念されます。

現在の積算においては、主に以下の4項目について実態との乖離が見られ、工期・経費の両面で受注者側に過大な負担が生じております。こうした状況のもとでは、真の働き方改革の実現は困難であり、建設現場での1日の労働が法定労働時間内（8時間）で完結することを前提とした積算体系への見直しをお願いいたします。

- ・作業可能時間との乖離（移動時間、前後準備等の考慮不足）
- ・専門工事会社の労働時間短縮の実態反映不足
- ・作業代価設定の不整合
- ・道路使用許可における時間・規制距離制限の影響

3 スライド対応専門部署の新設について

東京都におかれましては、物価高騰への対応として3つのスライド条項を定めていただいておりますが、実際の運用においては、多くの場合スライド額の決定が設計変更の清算変更時点で行われており、その時期が工期末に集中する傾向にあります。

このため、スライド額が確定するまで施工協力会社と協議ができず、結果として下請取引における不確実性が高まるなど、現場運営に支障を来しているのが現状です。

建設業法における「適正な下請契約」の観点からも、適切な時期に施工協力会社と協議ができるよう、スライド額の決定を速やかに行っていただく必要があります。

つきましては、スライド条項の運用を円滑化し、関係各社の負担を軽減するため、スライド対応を専門に扱う部署を新設するなど、体制の整備をご検討くださいますようお願いいたします。

4 公共工事の前払金における支払限度額の廃止について（資料3）

公共工事の前払金について、東京都では中小企業における経営の安定に寄与することを目的に、4割支払う工事の対象ラインを18億円へ引き上げられましたが、18億円以上の工事では限度額が設定されております。

昨今の金利上昇を受け、中小企業における資金繰りがひっ迫していると共に、令和8年の約束手形廃止に向け、中小建設会社では資金需要が一層高まっておりますので、限度額の廃止を要望いたします。

尚、一部の市区町村ではすでに限度額を撤廃している自治体もあり、東京都が限度額を撤廃することで、市区町村での一律40%の前払金支出促進にもつながると考えますので、積極的なご検討をお願いいたします。